



平成26年度 保険料納額告知書を発送

定額分の医療分保険料賦課額は前年度同額

後期高齢者支援金等負担額 1人月額3,130円

介護保険納付金負担額 1人月額3,630円

本年4月1日付けで「平成26年度保険料納額告知書」を組合員各位に発送しております。

すでにお手元に届いていることと思いますが、この納額告知書は今後1年間の暫定保険料支払額の目安となるもので、10月に「保険料所得割賦課額決定通知書」を発送します。

一般被保険者にかかわる保険料は、平成20年度から新たに加わった「後期高齢者支援金等賦課額」と従来からの「介護納付金賦課額」を除き定額分の保険料賦課の総額は、前年度と変わりありません。

※平成26年度に保険料賦課額が変更となるもの

「後期高齢者支援金等賦課額」 1人月額 3,130円
1人年額37,560円

「介護納付金賦課額(40歳以上65歳未満の被保険者)」

1人月額 3,630円
1人年額43,560円

「第3種組合員<後期高齢者:75歳以上の組合員>の平等割賦課額」

1人月額 970円
1人年額11,640円

1年間の保険料は組合員(世帯)ごとの平等割賦課額、組合員の所得に応じた所得割賦課額、家族・准組合員(従業員)数に応じた均等割賦課額の3つの医療分保険料に、後期高齢者支援金等賦課額と介護納付金賦課額の保険料分を加えて算出します。

なお、当組合の保険料賦課額の詳細については、別表の「平成26年度保険料賦課額算出等の概要」をご参照ください。

※保険料所得割賦課額は暫定賦課

保険料の所得割賦課額は前年中総所得金額を基礎に算定します。しかし、組合では4月1日の時点ではこの前年中の「総所得金額」は把握出来ません。

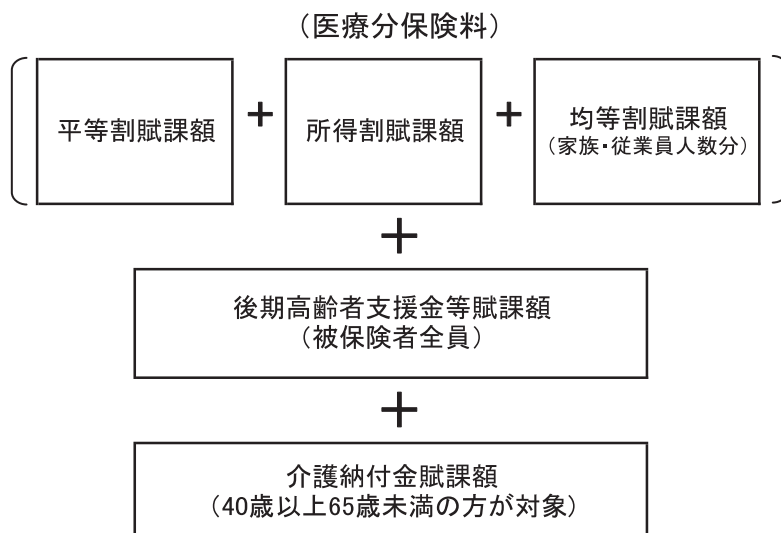
そこで、前年中の「総所得金額」がわかるまでの期間(4月～9月)は平成24年中の「総所得金額」を基礎にして仮賦課をしております。このことを暫定賦課といっております。

10月には平成25年中の「総所得金額」を基礎に算定し、所得割賦課額の確定賦課を行い既納保険料と精算します。

この、10月の所得割賦課額の確定賦課に該当されます組合員については、「保険料所得割賦課額決定通知書」を発行し、お知らせします。

※保険料賦課額の計算方法

1年間の保険料額 (10円未満切り捨て)



(別表)

平成26年度保険料賦課額算出等の概要

北海道医師国民健康保険組合

(金額単位：円)

保険料の賦課額区分	第1種組合員	第2種組合員 〔医育機関医師会会員〕	第3種組合員 〔後期高齢者〕
(1) 平等割賦課額 〔第1種・2種・3種組合員 1人につき〕	(年額) 11,640 (月額) 970	(年額) 11,640 (月額) 970	(年額) 11,640 (月額) 970
(2) 所得割賦課額 〔第1種・2種組合員 1人につき〕	* 前年中の総所得金額 × 14/1,000(料率) (年額) * 所得割賦課限度額(年額) 520,000	* 前年中の総所得金額 × 14/1,000(料率) (年額) * 第2種組合員加算額(年額) 60,000 * 所得割賦課限度額(年額) 520,000	—
(3) 均等割賦課額 〔家族・准組合員(従業員) 1人につき〕	(年額) 22,440 (月額) 1,870	(年額) 22,440 (月額) 1,870	(年額) 22,440 (月額) 1,870
(4) 後期高齢者支援金等賦課額 〔被保険者全員 1人につき〕	(年額) 37,560 (月額) 3,130	(年額) 37,560 (月額) 3,130	(年額) 37,560 (月額) 3,130
(5) 介護納付金賦課額 〔40歳以上65歳未満の 被保険者1人につき〕	(年額) 43,560 (月額) 3,630	(年額) 43,560 (月額) 3,630	(年額) 43,560 (月額) 3,630

(備考)

1. 第3種組合員(75歳以上の後期高齢者)の保険料

所得割賦課額および後期高齢者支援金等賦課額 → 75歳になる日の属する月から賦課しない

* 第3種組合員に家族・准組合員(従業員)がない場合 → 平等割賦課額のみ(後期高齢者支援金等賦課額を除く)

* 第3種組合員に家族・准組合員(従業員)がいる場合 →

- ・ 平等割賦課額
- ・ 均等割賦課額
- ・ 後期高齢者支援金等賦課額
- ・ 介護納付金賦課額(40歳～65歳未満の方)

2. 後期高齢者支援金等賦課額の算定

※ 官報公示額 $54,526円 \times 0.69 \div 12ヵ月 = 3,130円$ (10円未満の端数は切り捨て)

3. 介護納付金賦課額の算定

※ 官報公示額 $63,270円 \times 0.69 \div 12ヵ月 = 3,630円$ (10円未満の端数は切り捨て)

4. 平等割賦課額(第1種・第2種組合員1人につき)

後期高齢者支援金等賦課額を含む平等割賦課額(前年同額)

(年額) 49,200円 = 平等割賦課額 11,640円 + 後期高齢者支援金等賦課額 37,560円

(月額) 4,100円 = 平等割賦課額 970円 + 後期高齢者支援金等賦課額 3,130円

5. 均等割賦課額(家族・准組合員(従業員)1人につき)

後期高齢者支援金等賦課額を含む均等割賦課額(前年同額)

(年額) 60,000円 = 均等割賦課額 22,440円 + 後期高齢者支援金等賦課額 37,560円

(月額) 5,000円 = 均等割賦課額 1,870円 + 後期高齢者支援金等賦課額 3,130円

被保険者の異動は必ず14日以内に届け出を

北海道医師国民健康保険組合

本組合は、次のような被保険者の異動があったときは国民健康保険法および組合同約によって事実のあった日から14日以内に届け出ることが定められております。届け出が遅れますと保険料の調整（増減）および保険給付等に影響いたしますので、お早めに届け出をお願いいたします。

◎ 包括（全員）資格喪失届

組合員の社会保険（協会けんぽ等）加入
死亡
北海道医師会退会
道外に住所を移したとき、ほか

◎ 一部加入届

社会保険（協会けんぽ等）離脱
出生
従業員（准組合員）の採用
組合員と同一世帯になったとき、ほか
※家 族＝組合員と同一世帯で、協会けんぽなど他の保険に加入できない方。
※准組合員＝社会保険（協会けんぽに等）に加入できない方。
（従業員）

◎ 一部喪失届

社会保険（協会けんぽ等）加入
死亡
従業員（准組合員）の退職
組合員と別世帯になったとき、ほか

◎ その他

- ① 住所・氏名変更届
組合員・准組合員（従業員）の住所・氏名が変更になったとき
- ② 法第116条該当・非該当届
家族が入学、進学により組合員と住所を別にしたとき

*** 届け出の用紙につきましては、平成26年4月1日に組合員の方にお送りしております様式をご利用願います。**

また、下記からも用紙を入手できます。

- ・各支部(所属の都市医師会および医育機関医師会事務局)
- ・組合ホームページアドレス <http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/>

○届け出先

各支部(所属の都市医師会および医育機関医師会事務局)

* 何かご不明な点などがありましたなら、直接本組合までご連絡願います。

連絡先：〒060-0042

札幌市中央区大通西6丁目 北海道医師会館6階
北海道医師国民健康保険組合：業務係

TEL 011-271-7471